

青少年の安心・安全なインターネット利用 環境整備に関する新たな課題及び対策

2021年7月26日

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備
に関するタスクフォース

- 青少年の安心安全なインターネット利用環境整備については、今後3年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的として、2021年6月7日に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第5次)」(以下「第5次基本計画」という。)が決定されている。
- 第5次基本計画の『はじめに』においては、以下のとおり示されている。

インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことができないツールとなっている。(中略) 誰もが手軽にインターネットを利用することができる。

しかしながら、インターネット上には、青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報が氾濫し、青少年の興味を引く多様なサービスが次々と登場し、一部ではそれらが悪用されて犯罪被害につながる場合もあるなど重大な問題も起きている。

(中略)

第5次基本計画における特に留意すべき取組の観点は、次の3点である。

- ① 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進
- ② 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進
- ③ ペアレンタルコントロール※1による対応の推進

政府は、この新たな基本計画に基づき、地方公共団体とともに官民連携して青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を強力に推進する。

(出典)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第5次)」(2021年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定)を元に、総務省で下線・※追記

- これを踏まえて、「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」(2019年8月9日)に基づく取組を発展させること、即ち、契約時のフィルタリング加入率※2・有効化措置率※3の向上のための取組を更に強化するとともに、官民一体となりフィルタリングの継続的な利用を促すための取組を進めることが重要である。また、フィルタリングの利用促進のみならず、青少年のインターネット利用環境の急速な変化を踏まえ、青少年がインターネット上のサービスを利用することを前提としたサービス・コンテンツ利用に関する取組を進める必要がある。
- 以上の認識の下、「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」の公表以降に生じた環境変化を踏まえ、新たな課題と、それを解決するために官民で取り組むべき対策を整理したものである。

※1 ペアレンタルコントロールとは、保護者が青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること。フィルタリング(カスタマイズを含む)等の技術的措置及び家庭内ルール作り等の非技術的措置で構成。

※2 加入率とは、携帯電話サービスの新規契約または既契約の変更時(機種変更等)に、18歳未満の契約者もしくは使用者がフィルタリングサービスに加入した割合のこと。

※3 有効化措置率とは、フィルタリングサービスへの加入申出者が携帯電話サービスの契約とセットで購入した携帯電話端末等について、携帯電話事業者が契約時にフィルタリングの設定を実施した割合のこと。

1. 契約時のフィルタリング申込
 - 有効化措置等の一層の促進
-

- 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」(2019年8月9日)後の携帯電話事業者におけるフィルタリング加入率・有効化措置率に係る状況は以下のとおり。

(1)MNOの状況

※2020年6月より楽天モバイル含む

- MNOの加入率※については、「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」(2019年8月9日)以降、状況の改善が見受けられる(2019年9月:57%⇒2021年3月:74%)。他方で、有効化措置率※については、70%台に留まっている(2019年9月:78%⇒2021年3月:75%)。
- フィルタリングの利用促進のための取組として、あんしんフィルターに関する啓発活動、フィルタリングに関する動画の作成・放映やOSのフィルタリング機能(スクリーンタイム・ファミリーリンク)の店頭における案内開始などを実施してきた。なお、今春より、オンライン専用プランが提供開始されたこと等により、Web申込が増加している。

(2)MVNOの状況

- MVNOについては、フィルタリングの申込率と有効化措置率の業界としての合算値の公表を行っていないため、業界全体の改善状況の評価が困難な状況である。
- 一部の事業者においては、フィルタリングの利用状況を正確に把握するため、アクティベート状況の把握などの取組が進められているが、業界の中での横展開には至っていない。
- Web申込がメインであること、提供するフィルタリングサービスが有料であること等から、一層の取組が必要。

- 上記の状況を踏まえ、「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」(2019年8月9日)に示されている「(MNOにおける)フィルタリング利用に係る実データの把握・公表等」や「販売代理店に対する指導等の徹底」について継続して取り組みつつ、現況に即した対応を検討する必要がある。

【参考】 第5次基本計画(抜粋)

第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

(確認された課題)

- ① 保護者が店頭等でフィルタリングを申し込んだ際に、自身で設定(有効化)を行うとしながら、結果的にフィルタリングの設定をしていない場合もあり得る。今後Web申込が増加すれば、こうしたケースも増加することが見込まれるが、事業者において、保護者におけるフィルタリング設定完了を促すための取組がなされていない。
- ② 子供が低年齢である場合、親子共用(一時的な貸与を含む)でインターネットを使うことが想定される。保護者が画面を見ることが出来る距離で子どもに利用させることが基本ではあるが、低年齢層の子供を持つ保護者において、フィルタリングに関する認識が必ずしも十分ではない。

(取り組むべき対策)

- ① フィルタリングの利用促進のため、事業者は、契約後の保護者におけるフィルタリングの設定完了を促すための方策(例えば、設定のリマインドを行う等)を検討。
- ② 低年齢層の子供と端末を共有する保護者に対しても、フィルタリングの情報が提供されるよう、スマートフォン等の購入の際に、購入端末について、子供との共有可能性も想定し、フィルタリングの情報を提供するなどの対応を実施。

(確認された課題)

- ① 全体の状況は改善傾向にあるとは言えず、個社名の公表もされていない中で、個社の事情や改善点、取組の効果などについての議論が困難であり、各社の具体的な取組の把握も進んでいない。
- ② フィルタリング申込時の選択肢(申し込む・申し込まない)が同列になっており、必ずしも原則申込となっていない。
- ③ メインであるWeb申込において、保護者にフィルタリング設定を促すための一層の取組が必要である。
- ④ 子供が低年齢である場合、親子共用(一時的な貸与を含む)でインターネットを使うことが想定される。保護者が画面を見ることができる距離で子どもに利用させることが基本ではあるが、低年齢層の子供を持つ保護者において、フィルタリングに関する認識が必ずしも十分ではない。(再掲)

(取り組むべき対策)

- ① 業界の傾向や各社の取組の効果について議論できる環境を作るため、MVNOにおける課題を整理した上で、個社名や各社の合算値(業界の数値)を公表。
- ② MVNOにおける加入率及び有効化措置率の改善が図られるよう、各社のベストプラクティスの知見の共有や横展開を促進する取組を検討。
- ③ 申込手続き上、フィルタリングが原則申込となる画面設定にする等をガイドラインに明示。ただし、MVNOの場合、フィルタリングの提供が有料である場合も多いことから、保護者が有料であることを認識した上で選択できるように留意。
- ④ 低年齢層の子供と端末を共有する保護者に対しても、フィルタリングの情報が提供されるよう、スマートフォン等の購入の際に、購入端末について、子供との共有可能性も想定し、フィルタリングの情報を提供するなどの対応を実施。

2. フィルタリングの継続利用 のための取組の促進

- フィルタリング利用の普及とともに継続的な利用を促進することは重要である。総務省の「我が国における青少年のインターネット利用に係るフィルタリングに関する調査」(2021年4月公表)では、スマートフォンを利用している青少年において、フィルタリングサービスの利用率は38.1%※にとどまり、またフィルタリングサービスを利用していない人は、家庭内ルール作りやペアレンタルコントロール機能の利用もしていないという傾向が示された。

※ 内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査(2020年度)」において、スマートフォンにおけるフィルタリング利用率は40.6%となっており、上記総務省調査結果と整合的である。

- また同調査においては次のような点も示された。
 - 全体の13.7%はフィルタリングサービスを利用していたが解除している
 - 中学生以降、フィルタリングサービスを解除する割合の増加が活発になっている(小学高学年:6.7%、中学:13.0%、高校:20.9%)
 - 81.3%の人が利用開始から2年以内に解除していた(1年未満は43.1%)
 - フィルタリング解除理由は「子供にとって不便と感じたため」(31.3%)、「使えないサービスやアプリを子供に使わせるため」(29.2%)が多かった
 - 解除理由として、制限が強く、不便であることが指摘される一方で、カスタマイズ設定を認知していない発言が多かった

この結果からは、サービス・コンテンツの使用に伴いフィルタリングが解除される傾向にあり、カスタマイズの認知や設定に関するユーザビリティに課題があることや、フィルタリングの意義について本人・保護者の理解が必ずしも十分ではないことが伺われるため、フィルタリングの継続的な利用を促進するための対策を講じる際には、これらを踏まえる必要がある。

【参考】 第5次基本計画(抜粋)(再掲)

第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

(確認された課題)

- ① 青少年の利用実態を踏まえると、フィルタリングサービスの初期設定・カスタマイズ・オンオフ切り替え※・各機能のわかりやすさなどのユーザビリティに改善の余地がある。
※ 低年齢の子供には保護者から画面が見える距離で利用させることが基本であり、オンオフ切り替えはそれを補完するもの。
- ② インターネット利用の危険性やフィルタリングの効果、フィルタリングの活用方法(カスタマイズ等)について、保護者の理解が必ずしも十分ではない。
- ③ フィルタリングサービスの有する機能(アプリ利用制限機能、利用時間管理・利用状況通知機能など保護者の関心の高い機能も含まれていること)について保護者が必ずしも十分には認識していない。

(取り組むべき対策)

- ① 青少年の利用実態を踏まえたフィルタリングのユーザビリティの改善策について、フィルタリングサービス提供者(携帯電話事業者、フィルタリング事業者等)やサービスコンテンツ提供者(SNS事業者等)等が協力して取り組むことができる体制を整備。
- ② 携帯電話事業者と、ペアレンタルコントロール機能やフィルタリングの提供環境に関わるOS事業者との連携を強化。
- ③ フィルタリングを案内する際に、カスタマイズの設定方法についても、利用者にわかりやすい形で情報提供を実施。
- ④ フィルタリングを案内する際にも、インターネット利用の危険性やフィルタリングの効果、各種ペアレンタルコントロール機能についての理解を更に深めるための取組を推進。

(確認された課題)

- ① インターネット利用の低年齢化が進んでいる一方で、低年齢層の子供を持つ保護者へのアプローチが不十分。
- ② インターネット利用の危険性やフィルタリングの効果、フィルタリングの活用方法(カスタマイズ等)について、保護者の理解が必ずしも十分ではない。(再掲)
- ③ フィルタリングサービスの有する機能(アプリ利用制限機能、利用時間管理・利用状況通知機能など保護者の関心の高い機能も含まれていること)について保護者が必ずしも十分には認識していない。(再掲)
- ④ 子供の成長や利用状況に即したペアレンタルコントロールの重要性について、保護者の認識が必ずしも十分ではない。

(取り組むべき対策)

- ① 未就学児の保護者へのアプローチについて検討。
- ② 啓発コンテンツにおいて、青少年のインターネット利用における危険性等や各種ペアレンタルコントロール機能、カスタマイズ等についての内容を拡充し、効果的に周知。
- ③ 保護者が子供の成長や利用状況に即したペアレンタルコントロールを行えるような啓発コンテンツを作成し、効果的に周知。

3. 青少年がインターネット利用することを前提とした取組の促進

- 青少年のインターネット利用は低年齢化が進んでいる。内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」(2020年度)によると、青少年(10歳～満17歳)のインターネット利用率は95.8%となり、小学生(10歳以上)でも9割を超えている状況。さらに低年齢層の子供(9歳以下)でも64.0%がインターネットを利用。
- また、同調査では、インターネットを利用すると回答した青少年・低年齢層の子供の利用内容の内訳は、以下の結果となっており、特にSNS、動画、ゲームの利用を目的としてインターネットを利用していることが分かる。
 - 青少年では、動画視聴(85.7%)、ゲーム(79.9%)、コミュニケーション(72.0%)が上位。勉強等※は51.5%。
 - 低年齢層の子供では、動画視聴(90.6%)、ゲーム(61.8%)が上位。 ※ 勉強等:勉強・学習・知育アプリやサービス
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大による社会全体のデジタル化の急速な進展やGIGAスクール構想による学校における端末整備の進展等に伴い、青少年のインターネット利用は、これまでのような「付加的なもの」から、社会生活や学校生活を営む上で「必須(当然)のもの」となりつつある。このため、青少年が違法・有害情報「受信」を契機としたトラブルのみならず、情報「発信」を契機としたトラブルについても、遭遇する可能性は今後更に高まると考えられ、これらに効果的に対処することが求められる。特に、インターネット上のコミュニケーション手段として利用されるSNS、動画、ゲームについては、青少年がトラブルに遭遇しないよう事業者の適切なサービスの提供や保護者の理解を深めるための取組等を促進することが必要である。
- これに加え、違法ダウンロードの適用範囲拡大(2021年1月施行)や成人年齢の18歳への引き下げ(2022年4月施行)など、青少年のインターネット利用に大きく関わる法制度の見直しも行われており、こうした動きを踏まえた取組も求められる。

【参考】 第5次基本計画(抜粋)

第2 1 (4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進(自画撮り、誹謗中傷等への対応)

(略) 情報「発信」を契機とするトラブルに関する内容を扱い、(略)関係府省庁、関係団体・事業者が連携し、青少年・教職員・保護者等に対する、発信側・受信側の両面におけるこの問題への取組を推進する。

第2 3 (5) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討(技術的保護措置を含む。)

青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに関する予防法等について普及啓発を進めるとともに、フィルタリングのカスタマイズ機能の改善及び情報「発信」に係るトラブル防止のために青少年を技術的に保護する措置に関する事業者の自主的な取組を促進する。

第4 2 (2) SNS事業者等による自主的取組の促進

SNS等に起因するトラブルが多発していることに鑑み、SNS事業者等によるこれらの問題に対応する自主的取組の促進を図る。

(出典)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第5次)」(子ども・若者育成支援推進本部決定)を元に、総務省で下線追記

(確認された課題)

- ① 青少年のICT利用における環境変化を踏まえた取組が必要。
- ② 法制度面における環境変化を踏まえた取組が必要。
- ③ 環境変化を踏まえたより効果的な啓発に向けた取組が必要。

(取り組むべき対策)

総務省においては、関係省庁、携帯電話事業者、フィルタリング事業者、SNS事業者、ゲーム関連事業者及び関係団体等と連携して、各ステークホルダーにおける取組を促進するとともに以下の取組を推進。

【青少年のICT利用における環境変化を踏まえた取組】

- ① 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止を目的とした、青少年・保護者・教職員の啓発及び事業者によるベストプラクティスの事業者間共有の促進
- ② 「#NoHeartNoSNS」のスローガンの下、インターネット上の誹謗中傷についての啓発の強化
- ③ 青少年のICT利用環境の変化やOECD勧告の改訂等を踏まえたILASの見直し等の実施
- ④ 青少年におけるICT利活用の普及(例えば、GIGAスクール構想等)に伴い生じるリスクの確認と必要な措置の検討の実施

【法制度面における環境変化を踏まえた取組】

- ⑤ 改正著作権法(2021年1月施行)の内容を踏まえた海賊版サイト対策に資する啓発の強化
- ⑥ 成人年齢の引下げも考慮した青少年が「大人」として必要なICTリテラシーを身につけるための啓発の実施

【より効果的な啓発に向けた取組】

- ⑦ 子供が低年齢の段階から、保護者が子供の成長や利用状況に即したペアレンタルコントロールを行えるようになるための啓発の実施
- ⑧ 青少年参加型のICTリテラシー向上施策(動画フェスタなど)の促進など、効果的な啓発手法の検討・実施

（確認された課題）

- ① 青少年における動画を含むSNS等の利用は増加しており、青少年には一律に使わせない、という対応は現実的に困難である一方、発信に関わるトラブル（出会い、自画撮り、誹謗中傷、ネットいじめ等）の防止措置が十分であるとは言えない。
- ② 年齢確認が自己申告に留まっており、一部サービスの年齢制限を設けても抜け道が存在する。
- ③ SNSのサービス内容や利用によるリスクについて、（特に利用していない保護者においては）イメージが湧かず、子供の利用の可否判断や利用における家庭内ルールの検討などが困難な状況となっている。

（取り組むべき対策）

- ① 青少年によるSNS利用に関するリスクやその対処法について業界内での共有等の取組を推進。
- ② 年齢確認の真正性向上のための技術的な手法の業界内での共有等の取組を推進。
- ③ 実効的な年齢確認を前提とし、年齢に応じた機能制限等の取組を推進。
- ④ 利用者ではない保護者が適切にペアレンタルコントロールを行えるようにするため、（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構のHPで掲載している各社サービス情報の内容の充実化の取組を推進。
- ⑤ （一社）安心ネットづくり促進協議会と（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構とが共同で、SNSを安心・安全に利用するため、総務省とともに、より効果的な周知方法を検討し、情報を提供。

(確認された課題)

- ゲームにおいてもインターネット上のトラブルが発生し得る一方で、家庭内ルールを設けた上でのペアレンタルコントロール機能の利用や提供されている対象年齢区分(レーティング)等についての保護者の認知が進んでいない。



(取り組むべき対策)

- 総務省と事業者団体が連携して、ゲームにおける家庭内ルールを設けた上でのペアレンタルコントロール機能の利用促進や対象年齢区分(レーティング)等についての保護者の認知を高めるため、未就学児の保護者への直接的な啓発の機会の拡大や啓発コンテンツの内容拡充等の取組を推進。